

議案第19号

天理市監査委員に関する条例の一部改正について

天理市監査委員に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

天理市監査委員に関する条例（昭和39年3月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査）

第11条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付されたとき、又は同法第22条第1項の規定により資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付されたときは、その日から60日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を延長することができる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。